

## 第3章 調査結果から見える課題

### 1. 生活困難層の保護者の傾向

- 生活困難層の割合は、全調査の合計では6.0%であったが、調査対象の年齢が上がるごとに生活困難層の割合は微増し、中学2年生保護者調査では、全体の1割にのぼっている。
- 生活困難層の回答者は「母親」が圧倒的に多く、家族構成は「母子世帯・父子世帯」が就学前児童保護者調査で3割台、小5児童保護者調査、中2生徒保護者調査では6割近くに達する。
- 子どもの人数で「3人」以上との回答は、中2生徒保護者調査を除き、生活困難層が非生活困難層を上回るなど、生活困難層で多子の傾向が見られる。(中2生徒保護者調査では、「3人」との回答は少ないものの、「5人以上」などの回答が見られる。)
- 親の婚姻状況については、未就学児童保護者調査を除き、生活困難層では「離婚」が5割を超えている。
- 親の最終学歴は、いずれの調査においても母親に比べ父親で学歴が高い傾向にあるが、いずれの調査も生活困難層では、母親、父親ともに「中学」「高校」の割合が高くなっている。
- 親の就労状況について、母親はいずれの調査においても生活困難層では「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」との回答が多く「正社員、正規職員、会社役員」の割合は、1割に満たない。「働いていない(専業主婦/主夫を含む)」割合は、中2生徒保護者調査を除き、生活困難層が非生活困難層を下回る。働いていない理由は、「働きたいが、希望する条件の仕事がないため」との回答が多いが、中2生徒保護者調査では、「自分の病気や障害のため」との回答の割合が高い。
- 回答者(保護者)自身の気持ちについて、「気分が沈み込んで何が起ころうとも気が晴れないように感じた」「何をしても面倒だと感じた」「自分は価値のない人間だと感じた」などに対し、『気持ちの落ち込みが強い』(「いつも」「たいてい」との回答の合計)割合は、生活困難層が非生活困難層を上回る。特に、小5児童保護者調査でその差が顕著に表れている。一方で、中2生徒保護者調査ではそうした傾向は見られない。
- 現在の悩みや不安について、いずれの調査においても生活困難層で「経済的に困っている」「老後の生活設計について」との回答が非生活困難層を大きく上回る。小5児童保護者調査では「自分が精神的に不安定である」や「自分の健康状態がよくない」の割合も高い。
- 現在の暮らしの状況について、いずれの調査においても『生活が苦しい』(「苦しい」「大変苦しい」との回答の合計)割合は、生活困難層が非生活困難層を大きく上回る。(困難層6～7割>非困難層1～2割)
- 世帯の年間収入は、いずれの調査も生活困難層では300万円未満までの回答が6～8割を占める。
- 過去1年間に経済的な理由により「食料が買えない」「衣服が買えない」といった状況が「あった」「ときどきあった」とするのは、いずれの調査においても生活困難層が非生活困難層を大きく上回り、小5児童保護者で特にその傾向が強い。

- 過去1年間に経済的な理由による未払いの経験では、「電気料金」「ガス料金」「水道料金」との回答が、いずれの調査においても生活困難層が非生活困難層を大きく上回り、中2生徒保護者で特にその傾向が強い。

生活困難層の親の傾向として多いのは、母子家庭の母親であり、学歴は中卒や高卒など、非生活困難層に比べ低い傾向にある。就労状況は、パートタイム等の非正規雇用が多く、世帯収入もそれに伴い低い水準にある。一方で、ふたり親世帯であっても、子どもの数が多いほど生活困難に陥りやすい傾向が見られる。

生活困難層に多いひとり親世帯では、仕事と家事負担がひとりの保護者に集中することから、子どもとの時間が十分にとれない等、保護者にかかる身体的、精神的な負担が大きいことが予想される。また、生活困難層ほど精神的不安や健康不安を抱えているケースも多い。

生活困難に陥りやすい傾向のある保護者については、母子健康手帳の交付時や乳幼児全戸訪問・新生児訪問等の機会を捉え把握を行うとともに、本人の希望を尊重しながら、必要な支援制度や専門相談へとつなげることが重要である。

また、三芳町社会福祉協議会では生活困窮世帯への支援として、自立相談支援センターの受託運営やひとり親家庭のための交流サロンの開催等の事業を実施している。町の持つ、支援を必要とする子どもや家庭の情報を社会福祉協議会と共有しながら、各種の支援制度につないでいくことも継続的な課題と考えられる。

## 2. 支援に対する意向や相談相手

- 子どもが食事できる居場所の利用意向について、『利用意向あり』は小5児童保護者調査では7割以上であるが、中2生徒保護者調査では、4割台にとどまる。それに符合するように、小5児童調査では『行ってみたい』が9割を超えるが、中2生徒調査では4割台となっている。
- 子どもが無料で勉強を教えてもらえる場所の利用意向について、『利用意向あり』は中2生徒保護者調査の生活困難層で8割を超える。
- 子育てや重要な事項の相談、いざという時のお金の援助で頼れる人については、いずれの調査においても生活困難層で「いない」との回答が非生活困難層を上回る。特にお金の援助については、「いない」「そのことでは人に頼らない」との回答が3割近い。
- 支援制度の利用では、いずれの調査においても生活困難層で「児童扶養手当」や小5・中2保護者調査では「就学援助」との回答が多くなっている。一方で、利用していない場合の理由として、利用したいと思わない、支援制度を知らなかった、利用しにくいから等の回答が非生活困難層に比べ多い。

現在こども食堂と学習支援教室は、社会福祉協議会とボランティアを中心に町内数か所で開催されている。学齢によるニーズの差を踏まえ、効果的な支援が行えるよう、その支援対象や支援の内容に工夫の必要性が示唆される。(学習支援教室実施時の子ども食堂との連携による軽食の提供などはニーズを踏まえた好例と思われる。)

また、支援制度については、その対象者や制度の内容・目的、利用方法などの情報が真に必要とする人に届き、適切な利用に結びつくよう、制度の周知方法の工夫が必要である。

生活困難(貧困)が親の世代から子どもの世代へと連鎖することは、国をはじめとするさまざまな調査からも報告されている。貧困の連鎖を断ち切るためにも、次代の子ども達が健やかに成長し、夢や進学の希望を叶えることができるよう切れ目のない支援を行うとともに、ライフステージの各段階での適切な支援が求められる。

### 3. 子どもの学習や進学について

- 子どもの将来の進学について、いずれの調査においても生活困難層で「高校まで」（小5保護者 33.3%、中2生徒保護者 23.5%）との回答が多く、その理由として「家庭の経済的状況から考えて」との回答の割合は、生活困難層が非生活困難層を上回る。
- 児童生徒自身の進学の希望について、いずれの調査においても生活困難層で「高校まで」（小5児童 16.7%、中2生徒 12.5%）との割合が非生活困難層を上回る。また、保護者調査に比べ「大学またはそれ以上」（小5児童 33.3% > 小5保護者 16.7%、中2生徒 37.5% > 中2保護者 35.3%）の割合が高い。
- 子どもの高校進学にあたっての不安について、中2生徒保護者調査では、生活困難層で「受験や高校生活にかかる費用」との回答が約7割と他の項目を大きく上回る。
- 児童生徒の学校の勉強の理解度は、小5児童調査では生活困難層で「いつもわかる」との回答はなく、9割以上が「教科によってはわからないことがある」としている。中2生徒調査では、こうした傾向は見られず、生活困難層の方が「いつもわかる」「だいたいわかる」割合が非生活困難層に比べ高い。

調査では高校・大学進学の際の経済的不安が色濃く表れるなど、多くの生活困窮家庭で進学への経済的支援を必要としていることが示唆される。児童生徒の進学の希望が経済的な理由により絶たれることがないよう、一層の支援が望まれる。

一方で、高校進学における経済的支援については、国の高等学校等就学支援金制度や県の修学支援制度等多様な制度が存在する。また、ひとり親に対しては、母子及び寡婦福祉資金貸付制度による就学支度や修学への貸付があることから、対象となる生徒や家庭が適切に制度を利用できるよう、本格的に進学を考える学齢以前からのわかりやすい情報の周知が重要である。

また、生活困難を抱える家庭の保護者ほど、健康面や精神面での不安を抱えていることがうかがえるため、ケースに応じて制度の利用に必要な申請に対する支援（申請書類の記入、必要書類の準備等）等についても検討が必要である。

学習支援教室については、現状では中学生を対象としたものが多いが、小学校高学年での学習のつまづきが中学生以降の学習の理解に影響することも想像できることから、支援対象の拡大やそれに伴う学習ボランティアの養成も引き続き課題と考えられる。

## 4. 子どもの健康・精神的な状況について

- 子どもを医療機関に連れていかなかったことについて、いずれの調査においても生活困難層で「あった」との回答が非生活困難層を上回る。その理由は、ほとんどが「最初は受診させようと思ったけれど、様子を見て受診の必要はないと判断したため」であるが、就学前児童保護者調査と中2生徒保護者調査では「忙しくて医療機関に連れて行く時間がなかったため」が2割台となっている。
- 子どもの朝食摂取については、『朝食の欠食あり』（1日でも食べない日がある）の割合は、就学前児童保護者調査と小5児童保護者調査で、生活困難層が非生活困難層を上回る。
- 児童生徒の「朝、食欲がない」ことについて、小5児童調査では「よくある」が生活困難層の25.0%が非生活困難層を上回る。中学2年生調査では「よくある」回答はなし。
- 児童生徒の学校に行く日の睡眠時間については、小5児童調査では「6時間以上7時間未満」の割合で、生活困難層が非生活困難層を上回るなど、生活困難層で睡眠時間が短い傾向が見られる。反対に中2生徒調査では「8時間以上」の割合で、生活困難層が非生活困難層を上回るなど、生活困難層で睡眠時間が長い傾向が見られる。
- 児童生徒の主観的健康感について、小5児童調査では『不健康』（「あまり健康ではないと思う」と「健康ではない」の合計）との回答は、生活困難層が非生活困難層をやや上回る。一方で、中2生徒調査では、『不健康』との回答はなし。
- 児童生徒の主観的健康感について、小5児童調査では『不健康』（「あまり健康ではないと思う」と「健康ではない」の合計）との回答は、生活困難層が非生活困難層をやや上回る。一方で、中2生徒調査では、『不健康』との回答はなし。
- 児童生徒のこころの状態について、小5児童調査では「自分は家族に愛されていると思う」では「思わない」、「不安を感じることもある」「ひとりでいることがさびしいと思う」では「とても思う」との回答で、生活困難層が非生活困難層を上回る。一方で、中2生徒調査では、そうした傾向は見られない。
- 学校に行くのは楽しみかについて、小5児童調査の生活困難層で「あまり思わない」との回答は、生活困難層が非生活困難層を上回る。中2生徒調査ではそうした傾向は見られない。

親に精神的不安や健康的不安の多い小学5年生児童の生活困難層で、児童自身も主観的健康感が低い傾向がある。また、こころの状態においても、不安やさびしさを強く感じる、また、学校に行くのが楽しみと思わないなどの傾向が見られる。

小学生のうちに早寝早起き、朝ご飯を毎日食べる等の基本的な生活習慣を身につけることができるよう、家庭への情報提供や意識啓発を通じた家庭教育の支援、また、健康状態やこころの状態の悪化から不登校などにつながることはないよう、学校、スクールソーシャルワーカー、関係機関等との連携により生活困窮の可能性のある児童生徒の学校生活、家庭生活両面でのサポートが望まれる。

---

## 三芳町子どもの生活実態調査報告書

令和3年3月

発行・編集／三芳町 こども支援課

〒354-8555

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100-1

TEL：049-258-0019

FAX：049-274-1009

URL：<https://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp/>

---